

昭和三十一年四月六日(金曜日)午前十一時三十八分開会

農林省農業改良局總務課長 庄野五一郎君

認め、そのように御了承願います。

としての取扱いができるものとなって、屠殺した所で屠殺をいたしました。

三月三十日委員三橋八次郎君辭任につき、その補欠として江田三郎君を議長において指名した。

本日の會議に付した案件

- 参考人の出席要求に関する件
- 中央卸売市場法の一部を改正する法律案（内閣提出）
- 農業改良資金助成法案（内閣提出、衆議院送付）

○理事（戸叶武君） 前回に引き続いて中央卸売市場法の一部を改正する法律案（内閣提出）参議院先議を議題にいたします。

本法律案につきましては、すでに大分審議が進んでおるようでありますが、なお御質疑の向きは引き続いて御質疑

情につきましては、おのおの取扱ひ物品を指定をいたしておりまして、東京都において一部やることになっておるくらいであります。ところが肉類、いわゆる家畜の肉類につきましては、家畜そのものからまたその処理、加工、販売等につきまして、見方によりまする

三月三十一日委員小林孝平君辭任につき、その補欠として三橋八次郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

理事

委員

青山 正一君
重政 庸徳君
戸叶 武君

○理事(戸叶武君)　まず、北洋漁業の件を議題にいたします。

○青山正一君 きんぎょは何かのお方が
質疑がありならば一つやつていただ
くことにして、私は一応残余の質疑の
ときにまた火曜日にでもお伺いするこ
とにして、一応そういうふうなことで議
事を進めていただきたいと思います。

○江田三郎君 私はずっとおりません
で、質疑の内容等よくわからないので

業または果実、その加工品といふものよりは取引業界と申しますか、関係の社会がいささか取引方法その他においても近代的ではないこともあり、また取引がむずかしい点もかなりあるように思われます。今回農林省といたしましては、家畜商法を中心にいたしました家畜取引法案を国会に御提案申し上げ

費者のためにもなる、このことを研究して不日成案を得たいと思つておるのであります。御承知の中央御売市場対策協議会におきましても、さしあたり御承知のような答申をするが、なお加工品でありますとか、肉類等においては引き続きこれを研究すべきで、農林省といたしても研究をいたしませう

本件につきましては、過般関係団体から陳情をお聞き取り願ったのでありますが、本件について参考人の意見を聞くことにしたらどうかというお申し出の向きがありますが、そのように参考人の意見を聞くことに御異議ございませんか。

すが、ただ一つお伺いしたいと思うことは、一体この中央卸売市場というのは今まで常識的には魚、野菜などが取り扱われておるわけですが、肉というものについて中央卸売市場というのはこれは扱ってはならないのか、扱ってもいいのか、あるいはそういう

て御審議をお願いしておるほかに、枝肉の取引というものを正常取引とするような考えを持っておる。その際に枝肉の取引として中央卸売市場ができるかどうかということにつきましては、やっつてよろしい、しかしそれが枝肉取引としてすぐ中央卸売市場法の適用を

う、こういうことになっておるわけがあります。枝肉以外の肉類としての取引は、枝肉というものを中心取引にするのがまず研究課題で、それと彼此勘案して考えることが適当なことではないかと思っておる次第であります。

○江田三郎君 最初の話の中にありま

政府委員

農林省農林
經濟局長

安田善一郎君

農林省農業改良局長

大坪 藤市君

事務局側

常任委員
會專門員

安樂城敏男君

說明書

○理事（戸叶武君）別に御異議ないと

まして、肉類というものの中には鳥類

畜を消費地に持って参りまして、消費

ということとは、これはちよつと納得

ができぬわけです。それが別な扱いをされるというのが今までの取引機構が非常に古い形のもので、古い形のものであるからこれを急速に近代化しなければならぬという事は、これは私は焦眉の急だと思つたのですけれども、今御説明のようにそれぞれ検討をされておるようでありまして、私も、その点はつきりこの国会に枝肉の今おしやつたような取引を扱う法案は出ますか。

○政府委員(安田善一郎君) 率直に申し上げまして、枝肉取引の改善要綱案なるものについて寄り寄り関係局の間では研究をいたしておりますが、そのおむねの骨子はやはり枝肉市場を設けて、食肉と肉用の家畜の取引を中央卸売市場におきまする他のたとえば鮮魚類や水産加工品や青果物のような明朗公正な取引、中には原則としてせり売り、入札の方法によることを考え、そでの下の取引とか、また歩戻しが非常にひどくて明確な価格形成をしないとか、その他のことを排除したい気持ちでございまして、育成のためには所要の助成措置も要るかと思つて研究中でございまして、根本についてなお研究することもありますし、関係業界と十分に御討議を申し上げる機会を得つつあります。試験的に芝浦等で助成措置としてやることなどは研究いたしておりますが、法案としては、中央卸売市場法の枝肉取引を中心とした肉卸売市場の形成にいい手続を加えるかどうか、こういうような点につきましては、まだ明確な関係部分を持つておりません。言いかえしますと中央卸売市場の改正法案にそのまま枝肉ないしは肉類というものを入れればそれでいい

か、たとえば入れましても、開設者の側、卸、仲買、小売売買の参加人、業務取引の方法、こういうものがうまく動く状態をすぐ育成できるかどうかの点も研究する要がございまして、この国会中には法案そのもの、または法律を適用する基準というものを全国的に示し得る段階には至らないかと思つておりますが、引き続きまして、本年度はぜひこの部分に重点を置いて研究をいたしたいと思つております。

○江田三郎君 そういう今後の推進は農林省の中ではどこが担当するわけですか。

これは常識的にそうだろうと思つたし、ただ一体いつまでも肉というものが複雑な生産過程でなければならぬか、そして別個の市場でなければならぬかどうかという点については、私もどうも根本的に考えてみなくては、私どもはもつと根本的に考えてみなくてはならぬと思つたのです。別個の市場でなければならぬという事は、生産過程よりその流通過程、生産過程にもそうですけれども、その間に今力を持つているところの古い勢力というものが非常に障害を来しているのじゃないかと思ふ。そういう古い勢力というものが清算できたならば、これはやっぱし同じ食糧として中央卸売市場の中に入つたところで一向差しつかえないし、現にデパートで肉も魚も野菜と同じように扱っていることを見れば一向差しつかえないことだと思ふ。そういう畜産界にあるところの古い勢力というものをどうやって新しいものに置きかえていくかという点になると、これはやっぱし今までの因縁があつて畜産局だけでは私に相当困難だ。畜産局の事務担当者はいろいろ進歩的な考え方を持つておられて、そこには外部からのいゝんな政治的な、あるいはその他の圧迫もあるし、制肘もあるだろうと思ふのでして、そういう点についてはやはり大きな消費市場をどうするかという立場から経済局あたりである程度先走った指導をしていかなければ、なかなかこれを軌道に乗せることは困難じゃないかと思ふので、その点は経済局長は一つ経済局長としてだけでなしに、前官房長という資格においてもですね。この問題をもう一つ近代的な機構の中に当てはまるように推進力に

なつてもらいたいと思ふんです。そうしませぬと、ただ両者が話し合つてという形では、なかなかいつまでたつたところではちががあかぬのじゃないかというところを心配するわけです。これはただ消費者の立場から見ても重要な問題であるだけに、生産者として御承知のようにこれから畜産振興をやつていくのに今までのような古い形の取引、あつせん機関というものはものがあつたんでは、畜産というものは大きな発展の阻害をされているわけなんです。消費者の面からいつても、何とかこれを近代化するという事はゆるがせにできない問題だと思ふので、その点は経済局長の方でも十分お考えになつていただきたいということを、きょうは注文をしておきます。(賛成と呼ぶ者あり)

係上、また建物であります関係上、別に衛生関係法規とか、建築物の取締り法規とか、それらの適用は別途の見地から受けると思つて、目的といたしますところ及び要点をさらに他の条件について申しますと、一年間のうちに非常に、施設を設けても業務を行いますことが短期間でなしに、常設的に少くとも相当の日数以上一定時において、設けました場所である一定の場所で行ひまして、その中には市場の業務規程に従つてもらう必要がございまして、関係法令の適用を受けていただくかなければなりません。要するに多数の者が集まつて公然としたせり売り、あるいはその他の方法、せり売り方法を原則として、せり売りが適当でない場合には他の適当な開設者、関係業者の話し合い、協議によりますような定価売り、入札売り、相対取引等をいたしますものと、こういうふうにして思つております。

○秋山俊一郎君 大体まあ常識的にそうであらうと思つていますが、その業務規程というものがすべてを律するわけになると思ふんですが、今お話しのように、必ずしもせり売りによらないという事も事情によつてはできる、ところで売買をそこでしないで市場を利用するといつたような場合はこれは市場行為になりましようか。と言いますのは、たとえば薬地の魚市場に漁船が魚を持って来た、その魚をみずから貨車に積み込んであるいは北陸の方に直送するといふ場合、こういう場合は一体市場行為ではないかと思ふのですが、もちろんその市場の施設を利用するから使用料というか利用料というものが取られると思つていますが、こういうもの

○秋山俊一郎君 大抵まあ常識的にそうであらうと思つていますが、その業務規程というものがすべてを律するわけになると思ふんですが、今お話しのように、必ずしもせり売りによらないという事も事情によつてはできる、ところで売買をそこでしないで市場を利用するといつたような場合はこれは市場行為になりましようか。と言いますのは、たとえば薬地の魚市場に漁船が魚を持って来た、その魚をみずから貨車に積み込んであるいは北陸の方に直送するといふ場合、こういう場合は一体市場行為ではないかと思ふのですが、もちろんその市場の施設を利用するから使用料というか利用料というものが取られると思つていますが、こういうもの

○秋山俊一郎君 私はこの中央卸売市場法の審議はきょう初めてで、あるいはすでに質疑が終つた問題になるかも知れませんが、一、二お伺ひしておきたいと思つてます。それは中央卸売市場というものの定義がここにありますが、市場というものの定義は一体どういうふうにかえておられるか。

○政府委員(安田善一郎君) 本法に言います市場は第二条に基きまして、主務大臣の認可を受けまして設置しました地域的、物的施設でございまして、その中におきまして取引をする機構、あるいは有機体、そしてその取引の基準は中央卸売市場が主務大臣の認可を受けまして定めまする業務規定と事業計画につきまして行わしめるものでございまして、食料品を扱います関係

○秋山俊一郎君 大抵まあ常識的にそうであらうと思つていますが、その業務規程というものがすべてを律するわけになると思ふんですが、今お話しのように、必ずしもせり売りによらないという事も事情によつてはできる、ところで売買をそこでしないで市場を利用するといつたような場合はこれは市場行為になりましようか。と言いますのは、たとえば薬地の魚市場に漁船が魚を持って来た、その魚をみずから貨車に積み込んであるいは北陸の方に直送するといふ場合、こういう場合は一体市場行為ではないかと思ふのですが、もちろんその市場の施設を利用するから使用料というか利用料というものが取られると思つていますが、こういうもの

ができてゐるわけです。それが別な扱いをされるというのが今までの取引機構が非常に古い形のもので、古い形のものであるからこれを急速に近代化しなければならぬという事は、これは私は焦眉の急だと思つたのですけれども、今御説明のようにそれぞれ検討をされておるようでありまして、私も、その点はつきりこの国会に枝肉の今おしやつたような取引を扱う法案は出ますか。

○政府委員(安田善一郎君) 率直に申し上げまして、枝肉取引の改善要綱案なるものについて寄り寄り関係局の間では研究をいたしておりますが、そのおむねの骨子はやはり枝肉市場を設けて、食肉と肉用の家畜の取引を中央卸売市場におきまする他のたとえば鮮魚類や水産加工品や青果物のような明朗公正な取引、中には原則としてせり売り、入札の方法によることを考え、そでの下の取引とか、また歩戻しが非常にひどくて明確な価格形成をしないとか、その他のことを排除したい気持ちでございまして、育成のためには所要の助成措置も要るかと思つて研究中でございまして、根本についてなお研究することもありますし、関係業界と十分に御討議を申し上げる機会を得つつあります。試験的に芝浦等で助成措置としてやることなどは研究いたしておりますが、法案としては、中央卸売市場法の枝肉取引を中心とした肉卸売市場の形成にいい手続を加えるかどうか、こういうような点につきましては、まだ明確な関係部分を持つておりません。言いかえしますと中央卸売市場の改正法案にそのまま枝肉ないしは肉類というものを入れればそれでいい

これは常識的にそうだろうと思つたし、ただ一体いつまでも肉というものが複雑な生産過程でなければならぬか、そして別個の市場でなければならぬかどうかという点については、私もどうも根本的に考えてみなくては、私どもはもつと根本的に考えてみなくてはならぬと思つたのです。別個の市場でなければならぬという事は、生産過程よりその流通過程、生産過程にもそうですけれども、その間に今力を持つているところの古い勢力というものが非常に障害を来しているのじゃないかと思ふ。そういう古い勢力というものが清算できたならば、これはやっぱし同じ食糧として中央卸売市場の中に入つたところで一向差しつかえないし、現にデパートで肉も魚も野菜と同じように扱っていることを見れば一向差しつかえないことだと思ふ。そういう畜産界にあるところの古い勢力というものをどうやって新しいものに置きかえていくかという点になると、これはやっぱし今までの因縁があつて畜産局だけでは私に相当困難だ。畜産局の事務担当者はいろいろ進歩的な考え方を持つておられて、そこには外部からのいゝんな政治的な、あるいはその他の圧迫もあるし、制肘もあるだろうと思ふのでして、そういう点についてはやはり大きな消費市場をどうするかという立場から経済局あたりである程度先走った指導をしていかなければ、なかなかこれを軌道に乗せることは困難じゃないかと思ふので、その点は経済局長は一つ経済局長としてだけでなしに、前官房長という資格においてもですね。この問題をもう一つ近代的な機構の中に当てはまるように推進力に

なつてもらいたいと思ふんです。そうしませぬと、ただ両者が話し合つてという形では、なかなかいつまでたつたところではちががあかぬのじゃないかというところを心配するわけです。これはただ消費者の立場から見ても重要な問題であるだけに、生産者として御承知のようにこれから畜産振興をやつていくのに今までのような古い形の取引、あつせん機関というものはものがあつたんでは、畜産というものは大きな発展の阻害をされているわけなんです。消費者の面からいつても、何とかこれを近代化するという事はゆるがせにできない問題だと思ふので、その点は経済局長の方でも十分お考えになつていただきたいということを、きょうは注文をしておきます。(賛成と呼ぶ者あり)

係上、また建物であります関係上、別に衛生関係法規とか、建築物の取締り法規とか、それらの適用は別途の見地から受けると思つて、目的といたしますところ及び要点をさらに他の条件について申しますと、一年間のうちに非常に、施設を設けても業務を行いますことが短期間でなしに、常設的に少くとも相当の日数以上一定時において、設けました場所である一定の場所で行ひまして、その中には市場の業務規程に従つてもらう必要がございまして、関係法令の適用を受けていただくかなければなりません。要するに多数の者が集まつて公然としたせり売り、あるいはその他の方法、せり売り方法を原則として、せり売りが適当でない場合には他の適当な開設者、関係業者の話し合い、協議によりますような定価売り、入札売り、相対取引等をいたしますものと、こういうふうにして思つております。

やはり業務規程の中に入れて市場行為として認めていくことになりますか。

○政府委員(安田善一郎君) 御設例の場合におきましても、一定の地域的及び物的施設、これに人的施設も加わりますが、その場所に搬入して行います場合は、その業務規程に従って行なっていたかなければならない中央卸売市場の取引となると思いますがしかし中央卸売市場及びこれの基本法であります現行法は、取引されまする物品の流通そのもの、取引そのものをより広い地域におきまして、と申しますのは、市場以外の取引におきまして、原則的には制限をいたしておるものではないと思いません。業務規程をもちまして中央卸売市場の運営よろしきを得るためにある範囲の規程を設けておることはございますが、取引、流通の統制法規ではございませんので、ただいまのような場合は市場に搬入せずに、到着地に一番近いところの中央卸売市場に搬入しませんでした素通りして、素通りと申しますのは、市場を経由せずして他の買手に売られて輸送されていく場合もあると思います。それから中央卸売市場に入りましたならば、中央卸売市場の取引になりましたて、そこを経由して他の買手または他の地方の市場に行く場合もあると思います。

○秋山俊一郎君 今私のお尋ねしたのはその最後の点でございますが、この市場にはそういう施設のあるところもないところもありましようけれども、主として生産地市場になりますと輸送機関が、たとえば貨車なら貨車が市場の中に入っております。またそこからもちろん送出するのではなくて荷を受けるために入る設備もありますの

で、そういうものに市場についての取引はしないでそのまま荷主から直送する、しかしそれは市場の中に入るといふ場合、そういう場合もやはり市場の行為として律することになりますか、これは業務規程の中にあるいはそういうことが当然入ると思いますけれども。

○政府委員(安田善一郎君) たまたま
鐵道線路とかいうようなものが市場に
引込線がありまして、市場を通過して
他へ出ていく場合は、少くともそのの
陸揚げ地に近い中央卸売市場の取引で
はないと思います。

第二として、市場の施設の利用を、鉄道線路等ばかりでなしに經由しまして、他の本當の取引場所に着いて行います場合も、業務規程の適用を受けますけれども、本来の当該中央卸売市場の行為ではないと思うのであります。しかしその場合は施設の使用料等につき適用を受ける場合があると思います。

第三の場合は、先ほど申し上げましたように本来の当該中央卸売市場の業務規程の全規程の適用を受けて、そこで取引をべん済しまして、買ひ受けた側が他の地域に搬入、取引をすることも、こういうふうに思います。

○秋山俊一郎君　それでは次に第二十一条の類似市場の問題ですが、ここに「命令^レヲ以テ定ムル基準ヲ超エルモノ」ということでありますが、この基準はどの程度に置いておられるのですか。これはあるいは御質問があったと思います。

○政府委員（安田善一郎君） その点につきましては先般御質問もございました。

て、ただいま私どもの考えを申し述べました。またただいまの申し述べました考えを具体化して命令をもって定めます場合は、関係業界、開設者の御意見をよく聞きまして、その結果を待ちまして適當なところにしたい、こういうふうな思っているわけであります。

ただいまの考えの基準といたしてお
りますのは二つあると申し上げまし
た。原則として、両者を通じては、
先ほど秋山委員の御質問にあり
ましたような地域的、物的施設につ
きましてお答えを申し上げますが、そ

ういちものにつきまして用地は三百坪、建物は百坪、売り場面積は八十坪以上のものという一つの基準を持っているのであります。これは現存しておりまする中央卸売市場の最小のものより少し低い基準を出しているのであります。

もう一つの考え方は、東京とか、鹿児島とか、高知とか、広島なんかにお

いておのおのもう少し基準が違ってもいいじゃないか、こういう意見の場合があることを考えまして、ただいまの第一の基準を目安に置きながらも、現在にありますその土地々々としての中央卸売市場との比率を一定にいたしました、この一定にする意味はおのずか

らそこに取引量というの、生産者の委託量も消費者の消費量もそこに関係が集約されて出てくると思っているわけでありますが、東京では少し大きく、鹿児島の方では今申し上げました基準でもいいんじゃないか、その点引き続き聞いて開こうと思っております中

央卸売市場対策協議会でよく御意見を聞いて、さらにその土地々々としての

東京なら東京都市場の関係業界、こういうところと打ち合せまして、土地子地に協議が成りましたところを實施に移したいと思つてゐるわけであります。

○秋山俊一郎君 大体わかりましたものが、この中央卸売市場というものの、今類似等に加えます基準というものに

相当するところの中央卸売市場の基準というものはどういふものですか。これは全然基準なしに東京都のごとき、あるいは六大都市のごとき大きなところ、あるいは高知であるとか、広島であるとか、これに次いでずっと小さい

ところということによつてもちろん基準は違うと思いますが、最低基準はどのくらいに見ておりますか。

○政府委員(安田善一郎君) 全国画一的な基準は明確な数字的な基準においては持つておりません。しかし市場を開設しようとしたしするときは開設者の財政事情もみなくちやいけませんけれども、第一義的には業務規程、事

業計画等に関する書類を見せていただきながら、その施設の計画も本省に出していただきますので、おのずから大正十二年本法制定以来指定地区もございまして、指定地区としましては、物的施設ある市場へ集荷さるべき生産を一つ考えておると同時に、市場を通

じて消費する対象地域も考えておるわけでございますから、そこにおきまする人口、消費者、消費量とにらみ合せまする施設、荷受け、売場面積、こういうようなものの能力が設備にあるかないか、そういうことを考えてやっておりますわけでございます。

○秋山俊一郎君 これは結局この第一
条第二項でございますか、「政令ヲ以

テ定ムル数以上ノ人口」ということでございしますが、この人口がどれだけのものを意味しておるか。私の聞いたところによると十五万とか二十万とか言っておられると思うのですが、その点との関連があると思うのですが、どうなんですか。

○政府委員(安田善一郎君) お話の通

りでございます。これもしかし市場対策協議会とか、この本委員会等におきまして御審議をいただきました過程におきますいろいろな御意見を十分に尊重しまして、具体的に行政的にきめるのがいいと、こういうように思つて

おりますが、今どういうように考えておるかということを上げますと、そういう決定方法をとります場合のデータはやはり私どもから一つ出したと思っておりませんが、それは日本の現在の人口の集中度、おのずから消費都市的な性格を持っておる都市といったしましては、生産が蔬菜においては、あるいは果実においてはその付近にそ

う多くない、それから魚におきまして
も、漁場には遠くて、陸揚港は近くに
ある場合がありますが、そこでまず人
口集中度合いの密集地域というものを
あるがまま調べてみますというのと、
人口十五万より多いところと人口十五
万に足りないところとは相当な都市

数の、あるいは町村数の差異が大きい。あるがままの人口の密集状況から見る人口居住地域で明確な線を引きはりますと、十五万のところが適当です。財政事情等もございましょうし、定期的にすく直ちにそうしていいかどうか

うかの点もあわせて考えなければいけませんので、二十万と十五万との範囲

内において、どうしてこれの基準をきめるべきかということ先ほど申しました方法で検討の上きめていくのが適当ではないかと思うのです。人口密度がいばかりではないに、従いまして食糧ものの入荷能力、あるいは過去の実績、近在ものによる消費量、類似市場と普通言っておりますが、自由市場とも言った方が適切だとも思いますが、そういうところで大体どのくらい取引をしておるかを押えまして、中央卸売市場が機能を發揮しまして取り扱いまする量がその地域の流通量、言いかえますれば原則としては消費量でござい

ますが、中継地的な場合は消費量と一致いたしません、そういうものが支配的であるようにということ設備と勘案しまして、地域を見たらいいんじゃないか、こういうふうな思っております。

○秋山俊一郎君 もう一、二点。この第一条の取扱ひといひますか、取引の対象になる種類が「魚類、肉類、鳥類、卵、蔬菜及果実」とこうなっておりますが、先の方でこのうちの一部を扱わんでもやれるように規定はありますけれども、これがたとえば魚類だけ、蔬菜とか肉類ということとは別途にやるので魚類だけ、あるいは蔬菜だけといったような場合でも、中央卸売市場として許可が受けられるのでござい

ますか。
○政府委員(安田善一郎君) 法律的には不可能でありませんが、また福岡にその例を持っておるはすでございますが、今後の運用方針といひましては、設備の効率的な使用、それから地方財政の窮乏事情、政府の援助措置の限度、こういうものを考えまして、魚

と野菜においては入荷する場合、分配する場合、両方考えなければいけません、主として違ふのは入荷する場合とか冷蔵設備でありますとか、そういうものであります、それらを考えながらなるべく両方を設けていただく方が生産者のためでもあり、消費者のためでもあり、価格形成にも適当であります、財政資金需要、設備の効率的使用にはその方が望ましい、こういう態度でいききたいと思っております。

○秋山俊一郎君 望ましいのはそれはわれわれもそうですが、地理的關係等、その他によつて必ずしも一緒にできない場合もあると思うのです。そういう場合に一種類だけのものでも中央卸売市場ということになり得るかどうかな、この法律でいつた場合。

○政府委員(安田善一郎君) なり得ると思ひます。
○秋山俊一郎君 それじゃもう一点最後に。二十四条ですが、これもどなたかお尋ねしたかと思ひますが、都道府県知事に委任するということがありすが、これはどういう点を委任されるおつもりですか。

○政府委員(安田善一郎君) これは中央卸売市場に關する行政権と申します、行政行為は国の事務といひます、これを法律でも、たとえば地方自治法におきましてあわせて明らかにしておき、この法律の趣旨もそういうところにあるが、今回改正事項としております点などを引例申し上げますと、卸売業者の許可は當時は国の事務として、今は都道府県知事に申すべきところを地方長官として本法そのもので委任しておるのであります。し

かし現地の事情や市場ごとの内部の状況等も見なければならぬので、さしあたりましては改正案を御審議御可決をお願いできましては、事情に應じて考えるべきことであり、さしあたりは中央卸売市場の開闢、または卸売人の業務と財産の検査を改正法案第十九条において行います、第二点としましては、類似市場または当該市場の卸売人からの報告聴取及びこれらのものの業務、財産の検査を改正法案の第二十二条によつて行います、第二点について、まずやってみたらどうかと思つておるわけであり、おおよそ裁量を要しまして、今後法案の運営をいかに秩序立てていくかということは、いきなりまず地方の知事に委任しませんが、筋道が立ち、向うべき方向のおおむね誤まりなきものが出ました際には、なお知事に多くを委任することが適當である、こういうふうな思つておる次第でござい

ます。
○秋山俊一郎君 今の御説明によりますと、委任事項といふものはきわめて事務的な、事務的といひますか、こまかい点のようであります、この中央卸売市場といふものがかりに十五万以上の都市にたくさんできるといふような場合に、十五万程度あるいは二十万程度の中央卸売市場の許可については、これを知事の権限に委任するといふような考えはないのでござい

ますか。
○政府委員(安田善一郎君) そういうことも確かに委任すべき事項の重要なこととして考えるべきだと思つておりますが、改正法案施行の直後においては様子をみてそのうちに委任すべきこ

と、こういうふうな思つております。
○秋山俊一郎君 その問題は、私は大きな都市ならば中央でもよくわかりましようが、小さい都市になりますといろいろな事情はなかなかわかりにくい。そこへもつてきて、類似市場といふものが今お話のように三百坪とか百坪といったようなことになりまして、だいたい接近したものができる場合もあると思うのです。そういう場合にやはり土地の事情がよくわかる公共団体の長に権限を持たした方が適正ではないかと私は考えるのですが、これは私の考えであつて、今後の運営いかんによつてそういうことも今お話に考えられてゐるのであります、そういう具体的な問題にびつたり合ひような考え方をもちて運営していただきたいと思ひますので、希望を申し上げてお

は、委任をますするには秩序を立てて、方針を明確に立てて、農林省でも果でも開設者側でも、おおむね全国的にこの基準でよろしいとなつてからこれはなるべくすみやかにやるべきだと思ひますが、農林大臣の権限において行います場合には、委任を受けた人の方へ全部仕事がいきまして、委任をした方の方へは権限が一応空白のゼロみたいなことになるようにして、申し上げたのであります、農林大臣が最初まず全国の実情がよりよくわかりましように権限を保留しております場合には、当該都道府県知事については、知事は大臣の部下でござい

ますか。
○政府委員(安田善一郎君) その点は、委任をますするには秩序を立てて、方針を明確に立てて、農林省でも果でも開設者側でも、おおむね全国的にこの基準でよろしいとなつてからこれはなるべくすみやかにやるべきだと思ひますが、農林大臣の権限において行います場合には、委任を受けた人の方へ全部仕事がいきまして、委任をした方の方へは権限が一応空白のゼロみたいなことになるようにして、申し上げたのであります、農林大臣が最初まず全国の実情がよりよくわかりましように権限を保留しております場合には、当該都道府県知事については、知事は大臣の部下でござい

ますか。
○政府委員(安田善一郎君) その点は、委任をますするには秩序を立てて、方針を明確に立てて、農林省でも果でも開設者側でも、おおむね全国的にこの基準でよろしいとなつてからこれはなるべくすみやかにやるべきだと思ひますが、農林大臣の権限において行います場合には、委任を受けた人の方へ全部仕事がいきまして、委任をした方の方へは権限が一応空白のゼロみたいなことになるようにして、申し上げたのであります、農林大臣が最初まず全国の実情がよりよくわかりましように権限を保留しております場合には、当該都道府県知事については、知事は大臣の部下でござい

ますか。
○政府委員(安田善一郎君) その点は、委任をますするには秩序を立てて、方針を明確に立てて、農林省でも果でも開設者側でも、おおむね全国的にこの基準でよろしいとなつてからこれはなるべくすみやかにやるべきだと思ひますが、農林大臣の権限において行います場合には、委任を受けた人の方へ全部仕事がいきまして、委任をした方の方へは権限が一応空白のゼロみたいなことになるようにして、申し上げたのであります、農林大臣が最初まず全国の実情がよりよくわかりましように権限を保留しております場合には、当該都道府県知事については、知事は大臣の部下でござい

ら、知事に補助をお願いしまして、知事の意見を十分に聞き、また開設者の意見を十分に徴しまして、最後の処理を自分でやるという方法しかいたさないつもりであります。それをやりまして、もうこれは知事だけでよろしいし、本省でも事態がよくわかつておる、一応主要事項は網羅的にわかるといふことを半年ないし一年でもやりましたならば、そういう時期には知事に委任してしまつてもいい、こういう考えでおります。

○理事(戸叶武君) 速記をとめて。
○理事(戸叶武君) 速記をつけて下さい。
○理事(戸叶武君) 速記をつけて下さい。
本法律案の今後の取扱ひ方につきましては、ただいま速記中止中の話し合ひにより、今後特別な事情の起らない限り質疑は以上をもつて終り、來たる四月十日火曜日の委員会において討論採決を行うことにいたしました、差しつかえありませんか。

○理事(戸叶武君) さように御了承を願ひます。
午後二時四十分休憩
午後二時五十分休憩
午後二時四十分開會
○理事(重政廣徳君) それではただいまから委員会を再開いたします。
農業改良資金助成法案を議題にいたします。

この法律案は、去る三月三十日衆議院において全会一致をもつて修正議決され、当院に送付、当委員会に本付託になりました。なお、衆議院農林水産

委員会において、お配りいたしておき
ましたような付帯決議が行われており
ます。本法律案につきましては、去る
二月二十一日提案理由の説明を聞いた
のでありますが、本日はまず本法律案
の内容、その他配付資料について、参
考事項に関する補足説明を聞くことに
いたします。

○政府委員(大坪廣市君) 委員長の命
令によりまして、農業改良資金助成法
案の補足的説明と、なお衆議院におき
まして修正に相なりました部分につ
きましての御説明を申したいと思
います。

御承知のように農業を改良いたし
するために必要な補助金、特に直接
農家に交付せられますものはいわゆ
る奨励的な補助金でありまして、新技
術の導入に当りまして、そのための資
本投下を要します場合に一定の危険
負担を伴いますので、無償の資金を与
えますることによって新しい技術の導
入を円滑ならしめるためにとられてい
る措置でございます。対象となりま
す技術が相当の普及段階を示した場
合には、これは一般農業資金に切りか
えるというような建前をとっております
でございます。しかしながら現在の補
助金の対象となっております事業の
中には、ある程度の普及度を示しまし
て、補助金の対象となっております理
由は漸次減少はいたしておりますが、
なお若干の技術上の危険がありま
すために、一時にそれをなくしてし
まいますと、これはその技術の導入を
直ちに停止するというような危険があ
るのでございますから、いわゆる補
助金と一般農業資金との中間的段階の
措置をいたしまして、農業者が自主的

に農業経営の改善をはかりますため
に、能率的な農業技術を導入するに際
しまして、都道府県がこれに無利子の
資金を貸し付けるといふ新しい奨励制
度を創設いたしまして、従来の補助金
制度と並びまして、農業経営の改善と
農業の生産力の発展の財政的支柱とい
ふことが必要であると考えまして、
本法律の一つの内容といたしたのでご
ざいます。

もう一つの内容といたしましては、
現在組合の系統資金には相当余裕金が
ございまして、経営改善のため農機
具、畜舎等の各種固定施設に對しまし
て、農家の側にも多大の資金需要があ
るのでございまして、危険性がありま
すために、これらに對しまして農業協
同組合系統の資金の融通に円滑を欠い
ているうらみが多々認められるのでご
ざいまして、この際農業者が自主的に
農業経営の改善をはかりますために、
農業改良上必要であり、かつ普及事業
の指導の対象といたしますことが適当
な固定施設の導入に際しまして、都道
府県が系統融資の債務保証を行うとい
う制度を設けることによりまして、
協同組合の農業者に對しまする融資を
円滑ならしめまして、その余裕金の活
用をはかることが適切であると、こう
いうふうな考え次第であります。

本法はこういう理由によりまして、
無利子の技術導入資金の貸付と農業協
同組合からの施設資金の借り入れに對
する債務保証を行います都道府県に
對しまして、政府が必要なる助成を行
う制度を確立しまして、それによりま
して農業経営の安定と農業生産力の増
進に資することを目的といたしておる
のでございます。

内容につきましては、以上の趣旨か
らいたしまして、まずこの法律の対象
といたします資金を技術導入資金と
施設資金に分けまして、それぞれその
言葉の内容を定義いたしますと同時に
に、都道府県が農業者またはこれらの
者の組織しております農業者の団体
に對しまする技術導入資金を貸付また
は農業者が農業共同組合から施設資金
を政令で定めます利率、償還期限及
び据置期間に借り受けることにより、
当該農業協同組合に對しまして負担し
ます債務の保証を行います場合に、
政府が都道府県に對しまして予算

の範囲内におきまして必要な資金の一
部を助成いたすことを本法のおもなる
内容といたしておるのでございまして
技術導入資金の貸付につきましては、
貸付金の一農業者ごとの限度、利
率及び償還期間を定め、また保証人、
貸付の申請及び貸付を行います場合
を規定いたしますと同時に、貸付金
の目的外の使用等の際におきまして一
時償還、災害その他政令で定めるやむ
を得ない理由によります場合の支払
の猶予及び違約金について定めてお
るのでございます。

次に、施設資金を借り受けます場合
の債務保証についてであります。が、
都道府県は債務保証規程を定めまして
農林大臣の承認を受けますこととし、
また債務保証の合計額の限度及び一被
保証人の債務保証の限度を規定いたし
ますと同時に、債務保証の申請及び
債務保証を行います場合を定めてお
るのでございます。また都道府県がこ
の事業を行います場合には、当該事
業の経理は特別会計を設けてこれを運
用しなければならぬことといたして

おりまして、その歳入歳出について規
定しますほか、保証債務の弁済金の財
源につきましては、これを基金として
特別に管理することを定めておるので
ございまして。

大体以上が本法の内容としておると
ころでございますが、この原案に對
しまして、先般衆議院におきまして三
点御修正に相なつたのでございませ
う。その第一点は、利子補給に關する
ことでございます。原案におきましては
債務保証の場合に利子補給をいたしま
すことは、基金の運用益を財源とし
て實際上これを実施する建前をとつて
おりまして、法律の中にはその事項を
欠いておつたのでございまして、衆議
院におきまして、利子補給のことを明
記する必要があるという建前からいた
しまして、これを法文化されることに
相なりまして、政府は利子補給に必要
な財源措置を講じなければならぬ、
こういうようなことに相なりまして、
政府といたしましては、その結果原案
のように事実やるのではなしに、法律
の規定に従ひまして、あるいは予算と
して計上するなり、あるいは実際上の
問題といたしまして運用益から上つて
くる利益をその財源に充てるなり、い
ずれかの措置をとることを法律上明記
されまして関係で、そういうふうな格
好に相なつておるのでございまして。

第二点は従来補助制度の対象といた
しておりました水稲健苗育成施設並び
に耕土培養事業がただいま申し上げま
したように改良資金に移行するという
原案になつておりましたので、同法律付
則から補助の規定を、原案におきまし
ては別をもちまして削除いたしてお
したのでございますが、この点につき

まして、従前通り補助規定を生かすと
いう衆議院の御意思で付則が削除され
ました関係上、従前の法律が生きて
きた、こういうような格好になつて
おるのでございまして。

第三点は、原案におきましては、本
法の施行期日を四月一日と定めてお
りましたが、審議その他の関係からい
まして、これを本法律公布の日より施
行するというようなことに、これは形
式的の問題でございまして、改めら
れましたので、本案はそういう改正に
なつた結果で参つてきていて、こう
いうことに相なつておるのでござい
ます。

簡単にございまして、内容並びに修
正点を御説明申し上げました。
○理事(重政廣徳君) 御質疑の向きは
順次御質問をお願ひいたします。
○秋山俊一郎君 この技術導入とい
うのは、どういう種類の技術導入にな
りますか。

○政府委員(大坪廣市君) 技術導入の
問題でございまして、たとえて申し
ますと、今回切りかえました内容とい
まして、水稲健苗育成関係等に技
術があるのでございまして。御承知の
ように健苗を育成するという建前から
いたしまして温床紙を使いまして、早
目に水稲の苗を育成いたしまして強健
な苗を作る、こういうような、これは
で私が申し上げるまでもないことと
思ふのであります。また西南暖地にお
きましては、これもできるだけ早目に
水稲を育成する、と申しますのは、
御承知のように西南地方におきまし
ては毎年非常な台風があるのでござい
ます。ちょうど出穂時期から登熟時期
におきまして、ほとんど例年のように台

風に見舞われ、これを何とかして避ける方法がないかというところが従来の農業界におきまして一つの大きな問題でありました。御承知のようにそれを避けるためにできるだけ早稲をいいたしめるといふと、メイ虫の被害が猛威を加える、こういうような事情でありまして、早く植えるということが必ずしも収益を増すということに相ならなかったのをごさいます。御承知のようにメイ虫被害につきましてはホリドールと申しますか、そういう薬剤の進歩が非常に発達して参りましたので、メイ虫等の虫害に対します防除の施設は、これは従前に比較いたしまして比較にならないほど容易に相なつて参つたのであります。従いまして、早く植えて台風の被害を避ける、もう台風が吹いて参りますころにはほとんど登熟してしまつておりますか、あるいは刈り取つてしまつてい

〇秋山俊一郎君 技術導入という言葉で表わすのは、どうも私も納得がいかなうわけなんです。今の早稲の場合には農業を購入する資金とでもいうのをごさいますか。

〇政府委員(大坪藤市君) 西南暖地等におきまして早稲を奨励をいたします場合には、いわゆる早稲に適した品種の購入のための必要な資金、並びに農業を購入するための資金、これらのものがいわゆる技術導入資金として本法が成立いたしました場合には無利子をもつて貸し付けられる、こういうようなわけでござい

〇秋山俊一郎君 今の早稲の場合、私はどうも農業の方はあまり詳しくないのですが、たとえば高知県のごときはもう早くからそれをやりました、台風時期にはもう一作とつてしまつて、次にまたすぐに植え込んでしまつて、すると台風時期には最初の種はもうあらたかとしてしまつておるし、第二回目の方はまだ種も出ていないといつたようなことで、その害を防げるという趣旨からたしかに二期作までやつておるようですが、そういうところまでお考えなんでしょうか、単に早くといつてしまふ、そうするとそのあとはどうなるか。

〇政府委員(大坪藤市君) 西南暖地等におきまして早稲の問題でございしますが、高知県等におきましては、ただ

いま先生からお話がありましたように二期作をやつておる農業が相当たくさんあるのではありません。しかしながら同じ南方と申しますか、西南地方におきましても九州等におきましては、従来ほとんどいづゆる二期作というものはなかったのをごさいます。なかつたおもなる原因は、たゞいま申し上げましたようにメイ虫問題が特に九州では非常に大きな問題であつたのをごさいます。その点はたゞいま申し上げましたように農業の進歩というものによつてカバーができるというような格好に相なつておりました、それでできるだけ早くいたしまして台風の被害を避けたい、こういうような考え方でおるの

〇秋山俊一郎君 そうしますと、まだ検討中であつてかりに本年度からかような早稲への奨励をしていくという場合に、あと作の問題は本年としちやもう空白になつて、研究が進むまではそのまゝにしておくとおることになるわけのをごさいますか。

〇政府委員(大坪藤市君) それでは、ごさいますので、すでに本制度は、本奨励の方法は二カ年間補助金を計上いたしまして指導をいたしておりました。ただ、たとえば同じ早稲をするにいたしても、何月に取り入れた方がよろしいか、八月取り入れ、九月取り入れ、九月にいたしても九月の初旬の方がいいか、あるいは下旬の方がいいか、それに最も適した品種というものはどんなやつがよろしいかというものを一応奨励をいたしますと

〇秋山俊一郎君 そうしますと、まだ検討中であつてかりに本年度からかような早稲への奨励をしていくという場合に、あと作の問題は本年としちやもう空白になつて、研究が進むまではそのまゝにしておくとおることになるわけのをごさいますか。

〇政府委員(大坪藤市君) それでは、ごさいますので、すでに本制度は、本奨励の方法は二カ年間補助金を計上いたしまして指導をいたしておりました。ただ、たとえば同じ早稲をするにいたしても、何月に取り入れた方がよろしいか、八月取り入れ、九月取り入れ、九月にいたしても九月の初旬の方がいいか、あるいは下旬の方がいいか、それに最も適した品種というものはどんなやつがよろしいかというものを一応奨励をいたしますと

〇秋山俊一郎君 そうしますと、あと作には今の飼料になるようなものを植えさせるという方針がきまつておる、その飼料になるというのはどういうものですか。

〇政府委員(大坪藤市君) これにつきましては、いわゆる立地条件によりましていろいろな輪作体系を確立する必要がある。そこでもちろん飼料作物というのも一つの大きな対象農業の方法でございしますが、これは必ずしも飼料作物に限定するわけではございませんで、どういふような輪作体系をとつた方が最も年間を通して土地の合理的な利用になり、それが農業経営に貢献をするか、そういう点を各試験場等におきまして、総合的な観点から目下検討いたしておるわけであり

〇秋山俊一郎君 そうしますと、まだ検討中であつてかりに本年度からかような早稲への奨励をしていくという場合に、あと作の問題は本年としちやもう空白になつて、研究が進むまではそのまゝにしておくとおることになるわけのをごさいますか。

〇政府委員(大坪藤市君) それでは、ごさいますので、すでに本制度は、本奨励の方法は二カ年間補助金を計上いたしまして指導をいたしておりました。ただ、たとえば同じ早稲をするにいたしても、何月に取り入れた方がよろしいか、八月取り入れ、九月取り入れ、九月にいたしても九月の初旬の方がいいか、あるいは下旬の方がいいか、それに最も適した品種というものはどんなやつがよろしいかというものを一応奨励をいたしますと

時に、片一方にはそれらの試験研究を継続いたしておるのでございします。今までの結果によりまして、早稲をいいたしても、大体従来のような農作にあまりひけをとらないくらい反収を上げておりました、早稲によることが反収の減退を来さない、こういうような格好に相なつておるわけのをごさいます。ただあと作が相当期間余裕があるというような事情に相なりますので、その間の指導をどうやうたうか、場合によりましては、高知県等のように二期作をやつた方が一番これは合理的であるかという点も検討いたしておりました、相当の面積におきまして二期作をやつておるところもあるわけのをごさいます。ただ二期作をやります場合にはあまりに土地を使い過ぎるというような点もございするもので、そういう場合におきましては二年二期作をやつて、一年は飼料作物を作つた方がいいんじゃないかというような考え方もあるのをごさいます。その間の輪作形態、同時に早稲をするための必要な品種、それから何月ごろ取り入れるかというように点を系統的に奨励をするかたわら検討いたしておる、こういう段階でございします。

〇秋山俊一郎君 私にはまだはつきりせぬのですが、何かもうすでにやつておるようでもあるし、そうでないようでもある御説明ですが、これはもちろん西南暖地といつてもいろいろずつと南もあれば、ある程度北へ寄つた所もあるから一概にはいいかぬと思ひますが、今のその飼料作物というのはどういうものなんですか。

〇政府委員(大坪藤市君) これにつきましては、青刈関係の大豆でございま

指定する農地防風林の造成に必要な資金、そういったものにつきましては、大体小土地改良につきましては受益面積五町歩以下といったところを考へて

の条件に当てはまればよろしい、そういうふうに出ておられます。

○理事(重政庸徳君) これはあるいは取扱いできめられるのか、実はこの点には明らかにしておかねばいかぬだろう

認められておられるかもしれませんが。
○政府委員(大坪藤市君) 御意見の通りでございます。
○理事(重政庸徳君) ちよつと速記をやめて下さい。

地は六千町歩に及んでいるが、このうち河村にまたがる中央平坦部のいわゆる麁柄地区水田三千町歩は、でい炭土、亟でい炭土、軽しう土の地帯で

秋田県平鹿郡のはは中央に位する耕地約九千町歩は、雄物川の支流皆瀬川及び成瀬川からの引水と六百台近くの小型揚水機による地下水の利用によつてかううじてかんばつを防いでいるが、

年々約二千万円を揚水機の維持費にかけ、しかも地下水位の低下によってその効力も減じつつあり、用水の不足は深刻を極めてゐるから、昭和二十七年米多額の国費をもつて着々調査を續けている農業用水あるいは多目的ダムの築造事業をすみやかに実現せられたいとの請願。

第一〇六九号 昭和三十一年三月二十四日受理

岩手県綾里漁港修築工事促進に関する請願

請願者 岩手県気仙郡綾里村字

港三〇岩手県気仙郡綾

里村漁業協同組合長

西村剛一郎外二名

紹介議員 千田 正君

岩手県綾里漁港は第二漁港として昭和二十五年から整備計画にあげられてきたがいまだ着工の運びに至らず、聞くところによると今回閣議において決定された改正整備計画の実施において県内着工優先順位も四位となつておりながら工事決定は未決定のよしであるが、国家財政窮迫の折とはいえ、漁村振興のため工事量の多少にかかわらず漁港整備計画の一端としてぜひ明三十一年度に着工するよう特に配慮せられたいとの請願。

第一〇七八号 昭和三十一年三月二十四日受理

米穀取扱業者の免許制施行に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋馬

喰町四ノ一全国米穀小

売組合連合会内 成田

努

紹介議員 安井 鎌君

現行の食糧管理法による米穀取扱業者の登録制度は、制定以来数次の改訂を経たが、いまだに幾多の矛盾と欠陥を包蔵していることは拒めないところであるから、食糧管理制度の改変あるいは統制の緩和とは別個に米穀販売業法あるいは食糧事業法を制定して現行登録制の弊害を排し、その長所を採って新たに米穀販売業の免許制を策定し、現在登録業者について信用、経歴を中心とした事業形態及び資金、設備等を公正に審査の上免許を与え食糧管理制度の下にあつてはその制度の適正な実施に協力せしめ、食糧統制緩和に際しても業界に混乱を起すことのないような態勢を整え、又一面業者が安んじて国民食生活の安定に寄与することができるよう業者免許制度の確立を図られたいとの請願。